

横浜市麻しん風しん対策指針

令和5(2023)年度 策定

令和5年10月
横浜市麻しん風しん対策連絡会

～目次～

1	はじめに	
1.1	麻しん風しんについて	P 2
1.1.1	麻しんとは	P 2
1.1.2	風しんとは	P 2
1.2	本指針の策定経緯	P 3
1.3	本指針の意義と位置づけ	P 3
2	横浜市における麻しん風しん対策の目標	
2.1	横浜市の麻しん対策の目標	P 4
2.2	横浜市の風しん対策の目標	P 4
3	横浜市における麻しん風しん対策の方向性	
3.1	3つの方向性（三本の柱）	P 5
3.1.1	全庁的な予防啓発	P 5
3.1.2	予防接種の勧奨	P 5
3.1.3	迅速かつ適切な発生時対応	P 6
4	麻しん風しん対策指針に基づく具体的取組	
4.1	横浜市麻しん風しん対策連絡会の開催	P 6
4.2	麻しん風しんに関する情報発信・啓発	P 6
5	対策指針に基づいた取組の評価と対策指針の見直し	
5.1	対策指針に基づいた取組の評価	P 7
5.2	対策指針の見直し	P 7

1 はじめに

1.1 麻しん風しんについて

1.1.1 麻しんとは

麻しんは、「はしか」とも呼ばれ、高熱と耳後部から始まり体の下方へと広がる赤い発疹を特徴とする麻しんウイルスによる感染症で、感染力が非常に強く（空気感染[同一空間にいることで感染しうる]）、免疫のない人が感染するとほぼ100%発症する。また、まれに急性脳炎を発症し、精神発達遅滞等の重篤な後遺症を残したり、死亡することもある。さらに、亜急性硬化性全脳炎（subacute sclerosing panencephalitis : SSPE）という特殊な脳炎を発症することがあり、乳幼児は特に注意が必要である。

このように麻しんの感染力と重篤性および流行した場合に社会に与える影響が大きい一方、有効な予防方法は予防接種のみであるため、適切な時期に確実に予防接種をすることが重要である。

日本は麻しんの排除に向け、予防接種の勧奨など予防啓発を実施し、平成27年に麻しん排除国に認定された。厚生労働省は、平成31年4月に「麻しんに関する特定感染症予防指針」を一部改正し、引き続き麻しんの排除の状態を維持することを目標としている。

1.1.2 風しんとは

風しんは、発熱、発疹、リンパ節腫脹を特徴とする風しんウイルスによる感染症で、基本的には予後良好な疾患だが、関節痛・関節炎、血小板減少性紫斑病や急性脳炎などの合併症により、入院が必要になることもある。

また、妊娠初期の女性が感染することにより胎児に経胎盤感染し、先天性心疾患、難聴、白内障を3大症状とする先天性風しん症候群（congenital rubella syndrome : CRS）を引き起こすことがある。

厚生労働省は平成26年4月に「風しんに関する特定感染症予防指針」を策定し、その中で、平成32年度までの風しん排除を目標としていた。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、風しんの発生件数は減少しているが、現在まで風しんの排除認定はされていない。風しんの影響力は非常に大きく、風しんの排除、およびCRSの発生をなくすことが継続目標となっている。

1.2 本指針の策定経緯

これまで、厚生労働省の「麻しんに関する特定感染症予防指針」および「風しんに関する特定感染症予防指針」を受け、横浜市における麻しん風しんの排除に向けて、横浜市麻しん風しん対策連絡会（以下、連絡会）を開催し、「横浜市麻しん排除戦略」および「横浜市風しん排除戦略」を策定した。この排除戦略に基づき、各部局と連携し、様々な啓発や対策に取り組んできた。

近年、麻しんおよび風しんの報告数は減少しているものの、海外からの輸入症例発生の可能性も高まっており、全庁的な予防啓発および発生時対応について本市での総合的な対策を改めて確認する必要性が生じている。発生した場合の感染力の強さや影響の大きさは麻しん風しん両疾患共通であるため、これまでの各排除戦略をまとめる形で、本市の麻しん風しん対策について本指針に定めることとした。

1.3 本指針の意義と位置づけ

本指針の目的は、横浜市における麻しん風しん対策の方向性を示し、予防啓発、予防接種の勧奨、各部局での発生時対応への備えなど横浜市一体となって麻しん風しん対策に取り組むことである。本指針に基づく対象者への予防啓発、発生時の対応強化については、各部局と医療局健康安全課とが連携し、情報共有の推進を行い、実施することとする。

これまで、排除戦略においては各部局での具体的な取組事項を記載していたが、本指針では流行状況や時機にあった取組を、より柔軟に行えるよう方向性を示すこととする。また、より効果的な対策を講じるために、連絡会を定期的を開催し、情報共有・連携強化を図ることとする。なお連絡会においては、発生状況や予防接種率等についても共有することとし、取組による効果も検証していく。

2 横浜市における麻しん風しん対策の目標

2.1 横浜市の麻しん対策の目標

厚生労働省は「麻しんの排除維持」を目標とし「麻しん特定予防指針」を改正したことから、横浜市としても、「麻しん排除の維持」を目標とし、関係部局と連携し予防啓発・発生時対応に臨んでいくこととする。

日本における麻しん排除の定義

「適切なサーベイランス制度の下、土着株による感染が1年以上確認されないこと」

麻しん排除達成の認定基準

「適切なサーベイランス制度の下、土着株による感染が3年間確認されず、また遺伝子型解析により、そのことが示唆されること」

※現在、日本は麻しん排除認定を受けているが、過去に排除認定国が認定取り消しとなった事例もある。

2.2 横浜市の風しん対策の目標

厚生労働省は平成32年度までに風しんを排除することを目標としたが、現在まで排除認定はされておらず、継続して風しんの排除およびCRSの発生予防が目標となっている。

横浜市としても、「風しんの排除およびCRSの発生予防」を目標とし、関係部局と連携し予防啓発・発生時対応に臨んでいくこととする。

日本における風しん排除の定義

「適切なサーベイランス制度の下、土着株による感染が1年以上確認されないこと」

風しん排除の定義（WHO）

「風しんウイルスの土着性の感染伝播が、12か月以上認められないこと、及び質の高い動向調査の仕組みの存在下で「風しんウイルスの土着性の感染伝播」によるCRS（先天性風しん症候群）の事例が認められないこと」

3 横浜市における麻しん風しん対策の方向性

3.1 3つの方向性（三本の柱）



3.1.1 全庁的な予防啓発

- ・麻しんは感染力がとても強いため、感染しないことと、感染が疑われる場合の迅速な受診・検査、適切な感染対策の実施などにより感染を拡大させないことが重要である。平時から麻しんに関する正しい知識の啓発を確実に行うこととする。
- ・風しんは感染力が強く、特に妊娠初期の女性が感染すると胎児に感染がおよび CRS を引き起こし、児の発育・発達に大きな影響を与える。そのため、風しんの感染を拡大させないことや、CRS 児が適切な医療・支援を受けられるよう、風しん・CRS についての正しい知識の啓発を確実に行うこととする。
- ・連絡会を通じて局横断的にこまめに情報共有し、全庁的に予防啓発に努める。

3.1.2 予防接種の勧奨

- ・麻しん、風しんともに最も有効な予防法は予防接種であり、引き続き定期予防接種対象者への接種勧奨を行う。
- ・定期予防接種の未接種者に対する接種勧奨を行う。（市職員含む）
- ・横浜市風しん対策事業について啓発していく。（市職員含む）

【横浜市風しん対策事業】

- ・妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性や妊婦のパートナー及び同居家族は無料で風しん抗体検査を受けられる。また、予防接種（MR ワクチン）は接種費用の一部を助成する。

【MR ワクチン定期予防接種対象者】

第1期：生後 12 か月以上生後 24 か月未満

第2期：5 歳以上 7 歳未満で小学校入学 1 年前の 4 月 1 日から入学する年の 3 月 31 日まで

第5期：昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までに生まれた男性

※風しんワクチン定期接種の機会がなかった世代

（令和 7 年 3 月 31 日までの時限措置）

3.1.3 迅速かつ適切な発生時対応

- ・迅速な検査、適切な治療および感染拡大予防のため、医療機関と連携する。
- ・必要に応じ関係部局と連携し発生状況や感染予防策等に関して情報提供・啓発を行う。
- ・集団生活の場で感染拡大が起こりやすいため、保育・教育施設、小・中・高等学校、大学等で患者が一人でも発生した場合に、速やかに対策を講じる。
- ・平時からマニュアルの作成・更新など発生時に速やかな対策を講じられるよう体制を整える。

4 横浜市麻しん風しん対策指針に基づく具体的取組

4.1 横浜市麻しん風しん対策連絡会の開催

開催根拠	横浜市麻しん風しん対策連絡会設置要綱 (平成 19 年 5 月 28 日制定)
開催頻度	年 2 回 (上半期と下半期に各 1 回)
目的	麻しん風しんの流行に対し、関係局が連携・協力して必要な対策を推進する
構成員	健康安全課長が定める
議題	上半期 ・顔合わせ ・各部局の目標共有 ・昨年度の取組事項共有 ・各部局での今年度の取組考案依頼 ・発生事例 (疑い、相談事例含む) と課題の共有 下半期 ・1 年間の麻しん風しん発生状況の報告 ・取組事項の評価、次年度に向けた取組事項の考案

4.2 麻しん風しんに関する情報発信・啓発

- ・職員や市民等へ広く麻しん風しんに関する情報や対策に関する啓発を行う。
- ・区役所職員等の現場の意見を取り入れ、各部局で情報共有を行うことで、事業・取組に反映させる。

5 対策指針に基づいた取組の評価と対策指針の見直し

5.1 対策指針に基づいた取組の評価

- ・上半期の開催で年間スケジュール予定を作成する。
 - ・下半期の開催で取組実績を毎年振り返ることとする。
- ※可能な限り数値目標を立てることとする。

5.2 対策指針の見直し

- ・毎年の取組事項の評価および発生事例（疑い、相談事例含む）を把握し、3年ごとに必要に応じて本指針の見直しを実施する。
- ・厚生労働省の「麻しんに関する特定感染症予防指針」「風しんに関する特定感染症予防指針」が改訂されるなど、方針が変更される場合などは臨時的に本指針を見直すことがある。